



ケアラー議員連盟第6回総会が開催されました

=埼玉県ケアラー支援条例、ヤングケアラー支援施策について意見交換=

2020年11月25日、衆議院議員会館にて、自民党ケアラー議員連盟第6回総会が開催されました。当日は予算委員会が重なり、議員の出席は限られていましたが、議連三役の河村建夫衆議院議員(議員連盟会長)、橋本岳衆議院議員(同幹事長)、野中厚衆議院議員(同事務局長)を始め、国会議員、政策秘書や省庁関係者、地方議員、メディア関係者、ケアラー連盟関係者等約30名が参加しました。

冒頭、河村会長は「ケアラー問題はどこにでも起きる問題だ。とくに今、ヤングケアラー問題に関心が集まっており、対応していかなければならない」と挨拶。議題は以下3本でそれぞれ問題提起や報告が行われました。

1. 埼玉県ケアラー支援条例の制定について

全国初のケアラー支援条例の制定については、自民党「埼玉県ケアラー支援条例」提案代表者・プロジェクトチーム事務局長の吉良英敏埼玉県議会議員から制定の経緯や条例のポイントについて報告されました。吉良議員は、自ら「ケアラー新聞」を発行。ヤングケアラー支援や、有識者会議による支援計画の策定などに対しても情報公開やオープンな議論を働きかけています。また、県議会9月定例会ではケアラー支援に絞った「一般質問」を行い(10月6日埼玉県議会HPに動画公開)、多岐にわたった質問を知事に投げかけました。

また、この間条例制定などのとりくみを通して重要と感じたこととして、①社会全体でケアラーを支援するために、国の法制化を実現すること、②広く啓発

活動を行い、社会の空気を変えること、③孤立防止のためにも心のケアが重要、心の問題は非常に大きいこと、④ヤングケアラー支援のために、ヤングケアラーの居場所やサロン空間など拠りどころが必要、と提言しました。

さらに当日、「ケアラー及びヤングケアラー実態調査結果概要」が埼玉県から公表され、高校生の25人に1人がヤングケアラーであることなども報告されました

2. 国のヤングケアラー施策の現状

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長からは、①平成30年度から各市町村の要保護児童対策地域協議会(要対協)を対象に調査研究を開始したこと、②今年度中に文部科学省とともに実態をより正確に把握するための調査(教育現場、自治体、子ども本人を対象)を実施する(年度内に調査結果とりまとめ)ことなどが報告されました。

文部科学省初等中等局児童生徒課長からは、①教育委員会に厚生労働省作成の「ヤングケアラーアセスメントシート」の周知や教育相談体制の整備(スクールソーシャルワーカーの配置充実)、②厚生労働省が実施する調査に協力連携するなどの報告がありました。

3. ヤングケアラー支援政策・施策の提言

ヤングケアラー支援策が具体的に見えていないこ



左から河村会長、野中事務局長、吉良埼玉県議、森田理事



コロナ緊急対策のとりくみを報告する牧野代表理事

とを受けて、日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクトが政策・施策案を作成・提言しました。ケアラー連盟理事でヤングケアラープロジェクト座長の森田久美子理事は、ヤングケアラーは隠れていて見えにくいことや必要なサポートが届いていない現状を説明し、①ヤングケアラーの発見とアセスメントにつなげること、②学びの機会とその結果を改善すること、

③支援ニーズと対応するサービスの開発とそれへのアクセスを保障すること、④自立して社会生活を送れるよう支援していくことが重要であると提起しました。とくに、アセスメントの実施と支援ニーズの特定は最も重要であると強調しました。

併せて、国はヤングケアラー支援の所管を決め、省庁横断的な体制を整備し、ヤングケアラー支援法を制定することなどを提言しました。提言の概略は下図の通り。(後日詳細を日本ケアラー連盟HPで公表予定)

最後に意見交換を行い、内閣府副大臣で共生社会担当でもある三ツ林裕巳衆議院議員は、「今ある仕組みの中でできること、将来に向かって社会が支援する仕組みをつくることなど、国の中でどのような法律ができるか考えていきたい」と発言、野中事務局長は「社会問題として広げていきたい」とまとめました。(文責：事務局)

ヤングケアラー支援のための政策・施策の提案（概略）

〈支援の理念・方向性〉

ヤングケアラーは、自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養う重要な時期にも関わらず健康と生活の質の低下に苦しむ可能性があり、教育や訓練の機会を逃すことがある。ケアの責任を有していない他の子どもと同じライフチャンスを持ち、心身の健やかな成長及び発達を図られるよう、ヤングケアラーを早期に発見し、支援ニーズを特定するためのアセスメントを行い、柔軟な教育の機会とサポートを提供することが不可欠。

子どもが抱えるニーズを家庭の中でとらえ、家族関係を支えると共に、子どもの権利を擁護し、ヤングケアラーの担うケアの作業や責任を減らしていくことが重要。

〈根拠となる法律〉

- 子どもの権利条約 ○教育基本法 ○児童福祉法 ○子ども・若者育成支援推進法
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律

〈ヤングケアラー支援の柱及び具体的な施策案〉

1. 早期に発見し、アセスメントにつなげる
 - (1) 発見・気づきの促進
 - (2) アセスメント
2. 学びの機会とその結果を改善する
3. 支援ニーズに対応するサービスの開発とそれへのアクセスを保障する
4. 自立して社会生活を送れるよう支援する

(詳細略)

〈国に求められる法や体制の整備〉

- ヤングケアラー支援法を制定する
- ヤングケアラー支援の総合戦略の策定
- 関連する法律等にヤングケアラー支援明記
- 所管・担当部署を決める
- 省庁横断的な体制を整備する
- 実態・ニーズを把握するための調査の実施
- アセスメント・支援に関する研究の促進
- 上記について検討・推進する協議会の設置



ケアラー・ヤングケアラー支援には アセスメントが不可欠

=埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議報告=

日本ケアラー連盟代表理事/埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議委員 堀越栄子

2020年11月26日、第3回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議が開催されました。

議題は、「1. ケアラー・ヤングケアラー実態調査等の結果について」「2. 埼玉県ケアラー支援計画(素案)について」です。

●有識者会議の論点

今回の会議で一番印象に残ったのは、ケアラー自身に対する支援と被介護者支援の関係です。会議の場では、個人の尊厳をベースにケアラーを支援することは被介護者支援の後退にならないか、ケアラーも被介護者もどちらも大事なのではないかなど、これまで家族に依存した在宅介護を体を張って支えてきた方たちだからこそその危惧が示されました。

●ケアラー・ヤングケアラーと向き合うアセスメントが支援の手がかりに

当日、「ケアラー実態調査」、「ヤングケアラー実態調査」結果が報告されました。

この調査で、ケアラー自身の生活や人生について悩みがあると回答した人は約7割に上りました。また、もしもの場合、代わりにケアを担ってくれる人がいないと回答した人は約3割でした。

そして、高校2年生の25人に1人はヤングケアラーでした。うち4割は「自分の生活に影響がない」と回答していますが、県高等学校長協会の委員は、「無理をしてしまう年頃なので支援の必要なしと考えるべきではない」と指摘しました。ケアラーもヤングケアラーも求める支援は多岐にわたります。

計画(素案)にはないのですが、求める支援に応えるためには、「ケアラー(介護者)自身、ケアが必要な人、ケアラーの行っているケア、利用しているサービス、ケア以外の生活(仕事、子どもや家族の世話、社会参加や趣味活動等)、ケアラーの経済状況、ケアラー自身のウェルビーイング」の7領域についてアセスメントし、支援の必要性を分析・判断・評価し、支援計画をたてる必要があります。アセスメントの実

施により支援ニーズを特定し、必要なケアラー直接支援策と間接支援策(被介護者支援)を見極め、両当事者それぞれの支援につなぐとともに、両者の利害関係の調整を行なうことが肝要です。

●有識者会議の使命

被介護者への理解と尊厳が十分とは言えない社会状況、サービスの実態、生きることの多くを家族介護に依存せざるを得ない状況を考えると、ケアラーの人生を支援することによって生じるかもしれない心配についてはよくわかります。でも、一方で社会が、家族愛という“美談”のもとに、家族を無償の介護力として「活用」し、追い詰め、心身の健康破壊や普通の社会生活から排除されていることも事実です。その結果、家族はゆとりをなくし、悲劇が繰り返されています。この悪循環を断ち切ることができるようにすることが有識者会議の使命であると改めて感じます。

私も含めて有識者会議も執行部もケアラー・ヤングケアラー支援についての共通の手がかりは今のところ条例のみで、ケアラー支援のイメージもまだ十分に共有できていないと思われます。いま一度、ケアラー支援とはどういうことか、「ケアラー自身の人生の支援」がどうあるべきかを考え、将来を見通した基本方針と具体的施策を策定することが必要と痛感しています。

埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議の配付資料は、<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiihoukatukea/kaigosya-kouhou.html>(「埼玉県ケアラー(介護者等)支援」)からダウンロードできます。なお、2021年1月には計画に対する県民コメント(パブリックコメント)を予定。



こんにちは
会員です

山田由美子さん

日本ケアラー連盟会員/ケアラーズカフェモンステラ

神奈川県相模原市で、ケアラーズカフェ「モンステラ」を自宅を開放して運営しています。

私自身の介護中の経験、モンステラに来られるケアラーの方々のお話を伺うにつけ「ケアラーのバトン」はほんとうに必要なものだと思っています。「モンステラ」として、ダウンロードしたシートに「ケアラーのバトン」が作成された経緯、重要性などを説明し、表紙には相模原市のコロナ感染24時間対応相談の連絡先等を記載した冊子を1,000部印刷し無料配布することにしました。また、タウンニュース社の協力により9月24日の相模原市南区版、10月8日中央区版に冊子無料配布についての記事を掲載してもらい、相模原市南区・中央区・緑区の全高齢者支援センター・社会福祉協議会事務所及び福祉コーナー、一部のデイサービス・デイケア施設でも配布・設置させていただきました。

さらに、「ケアラーのバトン」をより有効なものにするためには救急隊との連携が必須だと考え、相模原市消防局救急課にお願いに伺い、9月23日の時点で相模原市全消防署救急隊との「ケアラーのバトン」の共有を図るための伝達をしていただきました。「ケアラーのバトン」を通じて、新しいケアラーさんとの繋がりも生まれており、電話での郵送依頼の際「ほんとうにあり

がとう」とのケアラーさんの言葉に胸が熱くなりました。

またこの度、相模原市「新しい生活様式対応事業に係わる市民活動緊急支援助成金」限度額20万円を受けることができ、今以上の衛生管理対策の充実のための備品と、密を避けるための方法として、ガーデンカフェにテーブルと椅子、パラソル、ウッドパネル設置などの工夫をし、人との交流を閉ざさないよう11月よりコロナ禍でのカフェ活動を徐々に試みることにしました。

「ケアラーのバトン」の普及・活用、ケアラーズカフェモンステラの本来の活動、共に試行錯誤ではありますが、少しずつ前進して行くことができればと思っています。

自治体によるケアラー新型コロナウイルス感染にかかる緊急支援

ケアラー自身が新型コロナウイルスに感染した際、要介護者・要支援者等の緊急受け入れが求められる中、自治体による緊急時の支援体制作りは少しずつ進んでいます。

日本ケアラー連盟が把握できている自治体は、神奈川県、埼玉県、東京都、北海道、滋賀県、姫路市、東広島市、神戸市、堺市、福山市、三鷹市、陸前高田市、松江市、札幌市、栗山町、江戸川区、杉並区、荒川区で、その方法・内容は、「生活支援・介護サービス継続支援事業」「民間ホテルや施設の借り上げ又は委託による一時保護」「受け入れ施設の設置・整備による一時保護」「緊急時の対応フロー等整備」「相談・訪問事業」などさまざまです。

《日本ケアラー連盟は、いっしょにケアラー支援の活動をする仲間を求めています》

日本ケアラー連盟は、ケアラー、ケアラーを気づかう人、ケアラーのかかえる問題を社会的に解決しようという志をもつ人びとが集い、ともに生きる社会をつくることをめざします。

●会員になるには

一般社団法人日本ケアラー連盟の目的および活動に賛同してくださる方(個人)は、どなたでも申し込みできます(会員は法的には「社員」と呼ばれます)。

《年会費》正会員(社員)：5,000円/年 *総会の議決権があります。

応援会員(個人)：1口 2,000円/年

応援会員(団体)：1口 10,000円/年

《定款》 <https://carersjapan.jimdofree.com/> 入会 /

《入会申込み》 FAX (またはEメール)でお申し込みください。

<https://carersjapan.jimdofree.com/> 入会 /

●寄付をするには

一般社団法人日本ケアラー連盟は、会費と寄付により運営されています。1口3,000円から、何口でもご寄付いただけます。

《寄付申込み》 FAX (またはEメール)でお申し込みください。

<https://carersjapan.jimdofree.com/> 寄付のお願い /

【会費・寄付入金先】

郵便振替 口座番号：00100-9-789904

加入者名：一般社団法人日本ケアラー連盟

銀行振込 みずほ銀行新宿中央支店 口座番号：2958743

(普通) 口座名：一般社団法人日本ケアラー連盟

★FAX 03-5368-1956 ★Eメール info@caresjapan.com